

(仮称)大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例(素案)に対する
大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果について

1 実施期間

令和2年3月16日(月)から令和2年4月3日(金)まで

2 (仮称)大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例(素案)の概要
前文 障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実
現を目指します。

- (1) 目的 手話への理解と多様な意思疎通手段の利用促進に関し、基本理念、
区の責務、区民、事業者の役割を定めます。
- (2) 定義 この条例における用語の意味を定義しました。
- (3) 基本理念 手話が言語であると認識すること、相互理解、人格、個性
の尊重を掲げました。
- (4) 区の責務 基本理念に基づく施策を推進すること、施策は計画との整
合性を図ることを掲げました。
- (5) 区民の役割 意思疎通に関する理解を深めること、施策へ協力するこ
とを掲げました。
- (6) 事業者の役割 意思疎通に関する理解を深めること、施策へ協力するこ
と、合理的配慮に努めることを掲げました。
- (7) 委任 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定めます。

3 意見提出者数

17名(ホームページ8名、FAX6名、窓口持参3名)

4 意見総数

96件

5 提出されたご意見の要旨とそれに対する区の考え方
別紙1のとおり